

グローバルサプライヤー 行動規範



目次

当社CEOからのメッセージ	3
はじめに	4
行動規範の適用範囲およびモニタリング	4
コンプライアンスおよび継続的改善	4
1. 法律および企業倫理を遵守したサステナブルな事業慣行	5
事業および財務の記録	5
不正腐敗防止	6
取引からの排除	6
利益相反	6
公正な競争	6
情報保護	7
インサイダー取引および証券取引法	7
取引におけるコンプライアンス	8
臨床試験	8
動物福祉	8
環境	8
サステナブルな事業慣行	8
責任ある鉱物調達	8
サプライチェーン	8
2. 職場環境	9
従業員の保護	9
児童労働および若年労働者	9
公正かつ公平な処遇／差別の禁止	10
賃金、手当、労働時間	11
結社の自由	11
労働安全衛生	11
3. 資産・情報の保護およびマネジメントシステム	12
マネジメントシステム	12
助言を求める／懸念を提起する	12

当社CEOからのメッセージ

ICONの使命：私たちは革新的なソリューションを通じて顧客の医薬品・医療機器開発を加速させ、患者さんの生活を向上させます。

ICONは価値主導型の「ヘルスケア・インテリジェンス企業」です。当社は業務および従業員や顧客、患者さん、サプライヤーとの関わりにおいて、「俊敏性」、「コラボレーション」、「インクルージョン」、「インテグリティ」を大切にしています。このような価値観を基に、当社は倫理的かつ責任を持って事業を行うことにコミットしています。当社のサプライヤーにも同様のことが求められます。

このグローバルサプライヤー行動規範は、当社の業務やサプライチェーン全体で一貫した基準を確立するために、サプライヤーが職務を行う上で求められる基本的な原則と行動を記載したものです。当社は同じ志を持ったサプライヤーとの協力関係を望んでいます。したがって、サプライヤーの皆さんには、該当する全てのステークホルダーに対して、この行動規範に記載されている原則とコミットメントを推進し、自社のサプライチェーンにおいて責任ある事業慣行の奨励に取り組んでいただけることを期待しています。

当社が法律や企業倫理を遵守し、責任を持ってサステナブルな事業を行うことができるのは、皆さんのおかげです。ご協力に感謝いたします。

これからもよろしくお願いいたします。



Barry Balfe
Chief Executive Officer, ICON plc



本グローバルサプライヤー行動規範は、当社の業務やサプライチェーン全体で一貫した基準を確立するために、サプライヤーが職務を行う上で求められる基本的な原則と行動を記載したものです。

はじめに

行動規範の適用範囲およびモニタリング

本サプライヤー行動規範（以降「行動規範」）はグローバルに適用されるものであり、ICONのサプライヤーすべて、およびICONやその子会社、各支社のサプライヤーと業務上の関わりを持つICONの全従業員に適用されます。

本行動規範では、「サプライヤー」とはICONに商品やサービスを提供するサードパーティーすべてを含みます。

サプライヤーには、この行動規範の内容を熟読して理解した上で次のことが求められます：この行動規範を取り入れること、またはこの行動規範に記載されている企業倫理を遵守して責任を持って持続可能な事業を行うための基準に相当する自社独自の方針、ガイドライン、研修の存在を示すこと。

ICONは、この行動規範をグローバルに適用する上で、文化や法律の違いが障害となる可能性があることを理解しています。この行動規範は、現地の法律に代わるものではありません。これらの基準に加えて、ICONはサプライヤーが適用される法律や規則、規制をすべて遵守して業務を行うことを求めます。

この行動規範には随時変更が発生します。また、当社が継続して法的義務を果たすことや、ベストプラクティスが反映されることを確実にするため、定期的な見直しが行われます。

コンプライアンスおよび継続的改善

この行動規範には、ICONがサプライヤーに対して最低限求める内容を記載しています。サプライヤーはこの行動規範で定めた基準に関して次のような方法で継続的改善のコミットメントを示さなければなりません：関連するパフォーマンス目標を設定する、実施計画またはプロセスを実行する、行動規範の要件に準拠していない場合に必要な是正措置を講じる。

ICONは、行動規範の要件を満たさないサプライヤーとの契約やパートナーシップを終了する権利を留保しています。



1. 法律および企業倫理を遵守したサステナブルな事業慣行

「インテグリティ」はICONのコアバリューの1つです。

ICONの全役員および全従業員は法律および倫理基準に基づいて行動することが義務付けられており、ICONを代表して職務を行う際に「インテグリティ」「透明性」「信頼性」を示さなければなりません。したがって、サプライヤーにも「責任感」「インテグリティ」「透明性」を持って職務を行うことが求められます。

すべてのサプライヤーは、この行動規範に記載されている原則が反映された方針、手順、および研修を整備しなければなりません。

事業および財務の記録

サプライヤーは該当する法律および規制に従い、正確な財務帳簿および記録を作成・保持すること、それに関する適切な内部統制およびプロセスを整備することが求められます。

サプライヤーがICONの代理で支払の仲介業務を行う場合、特定のパートナーシップおよび契約条件に応じて、ICONはすべての取引が正確に処理および記録されていることを確認するため、合理的な通知を行なった上でサプライヤーの監査を行うことができます。



サプライヤーの遵守事項

ファシリテーション・ペイメント：

通常業務または非裁量業務の迅速化または確保を目的とした政府関係者への金銭の支払いは「ファシリテーション・ペイメント」または「グリス・ペイメント」と呼ばれ、現地の法律で認められているかどうかに関わらず禁止されています。

贈答品、接待、娯楽：

贈答品、接待、および娯楽の提供または受領は、それがサプライヤーとICONのパートナーシップに関連する限り、贈答品および接待に関するICONの方針・手続きに従い、以下の原則を遵守しなければなりません。

遵守事項	禁止事項
合理的な範囲で節度があること	賄賂、買収、キックバック
状況にふさわしいものであること	贅沢品の提供や限度を超えた提供
頻繁ではない提供	現金や現金相当の品の提供
現地の法律や規制で認められている	サプライヤーおよび／またはICONにとって有利になるように、または不利益が生じないように、相手に便宜を図ってもらうことを目的とした提供
現地の慣習に則している	臨床試験のアウトカムに影響を与える目的で、または不当な利益のための提供
正当な事業目的に関連している	患者の募集に対する奨励または報酬としての提供

助成金および寄付：

助成金および寄付は、サプライヤーおよび／またはICONが見返りに具体的な対価を受け取らない場合、および受け取ると見なされない場合にのみ提供されます。

ICONには専用の助成金および寄付に対する承認プロセスがあり、サプライヤーがICONから事前に書面による明示的な同意を得ることなく、ICONの代理で、またはICONとの関係に関連して、そのような助成金の提供または寄付を行うことは禁止されています。

政治献金：

サプライヤーが政治献金を行うことを選択した場合、それをICONとのパートナーシップに関連して行なうことや、ICONへの直接的または即時の見返りを期待して行うことは禁止されています。

公務員：

サプライヤーと公務員の関係においては、従うべき規則および規制を厳格に遵守しなければなりません（例：特定の国の公務員に適用される規則もしくは規制、または雇用主によって課されている規則または規制）。ICONに提供される商品／サービスに関連してサプライヤーから公務員に提供される利益は、事前にICONによって書面で承認され、完全な透明性や適切な文書化、説明責任などが求められます。

不正腐敗防止

すべてのサプライヤーは、米国の海外腐敗行為防止法、英国の贈収賄防止法、および世界中の該当する同様の法律および規制など、関連する腐敗防止法および規制を厳格に遵守しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナー（ICONを含む）の間で、事業の継続や獲得を目的とした賄賂やその他の形態の違法なインセンティブの授受を行ってはなりません。サプライヤーはいかなる形態の横領、詐欺、マネーロンダリング、脱税も実施または容認してはなりません。

ICONの代理で業務を行う者、アドバイザー、流通業者、またはその他のビジネスパートナーなどの仲介者は、贈収賄またはその他の不正、マネーロンダリング、横領、脱税などの違法行為に利用されてはなりません。

外部関係者への支払いは、支払いを裏付ける正確な記録の作成・保持を行わなければなりません。



取引からの排除

サプライヤーが提供する商品やサービスの提供に関連して、以下の者が提供するサービスを利用することは、その利用の程度に関わらず常に禁止されています：政府部門、政府機関または政府プログラムにより（米国FDAによる資格剥奪、健康保険、調達または非調達プログラムを含む）臨床試験の実施から除外、資格剥奪、一時資格停止された、またはその他の方法で不適格の通告を受けた者。あるいは医療詐欺および/または臨床試験の不正行為に関連する犯罪で有罪判決を受けたか調査中で、まだ除外、資格剥奪、一時資格停止されていない、または不適格の通告を受けていない者。

上記の要件を確実に遵守するため、サプライヤーはサービス開始前および定期的に、ICONの臨床試験に従事するすべての担当者をスクリーニングしなければなりません。これらのプロセスは、ICONからの合理的な要請に応じて、確認が可能とされなければなりません。

利益相反

サプライヤーはICONおよびその他の関連するビジネスパートナーとの関係において、利益相反を回避しなければなりません。利益相反は、個人の利益がサプライヤーがICONに提供するサービスと異なるか、個人の利益がサプライヤーがICONに提供するサービスを妨げると見なされる可能性がある場合に生じます。

たとえば、サプライヤーの従業員がICONの従業員と家族関係にある場合や、利益相反の可能性があるか他者（特に規制当局）から潜在的利益相反と見なされる可能性があるその他の関係をICONの従業員と持っている場合などです。サプライヤーやサプライヤーの従業員に利益相反の可能性がある場合は、書面でICONに開示しなければなりません。業務上の決定では、個人的・家族的な事情、社外の事情を考慮してはなりません。

公正な競争

サプライヤーは事業を行う際、公正な競争を遵守しなければなりません。サプライヤーは正確で正直な広告など、公正な事業慣行を実践しなければなりません。サプライヤーは、該当するすべての競争法および独占禁止法、および規制を遵守しなければなりません。

情報保護

機密情報をやり取りする際は、事前に機密保持文書に署名することが義務付けられています。必要に応じて、ICONのサプライヤー担当者より開示承諾書を提供します。

サプライヤーは、ICONおよびその他の関連するビジネスパートナーの知的財産および個人情報を含む機密情報を保護し、パートナーシップの一環として適切な情報のみを使用することが求められます。

サプライヤーが個人情報を処理する際は、適切なデータプライバシーおよびセキュリティ保護を適用しなければなりません。サプライヤーは、適用されるデータ保護法に準拠した方法で業務を行うものとします。

サプライヤーがICONの代理で個人情報を取り扱う場合、その個人情報が従業員や臨床試験参加者、またはそれ以外の関係者に関連するかどうかに関わらず、またその情報がICONや関連するビジネスパートナーから得られたものかどうかに関わらず、サプライヤーは適切なデータプライバシーおよび情報セキュリティ保護措置を適用することを契約時に誓約しなければなりません。また、そのようなサプライヤーはオンラインデータプライバシーおよび情報セキュリティの評価対象となるものとします。

インサイダー取引および証券取引法

サプライヤーはインサイダー取引に関連する法律を含め、米国および米国外の適用される証券取引法／規制をすべて遵守しなければなりません。ICONの事業または他社の事業に関する重要な非公開情報を所有している間、ICONまたは他社の株式を売買または譲渡することは禁止されています。

重要な非公開情報には、直接的または間接的にICONやICONと関係のある企業に関連する未公開情報で、それが公開された場合にICONの株式やICONと関係のある企業の株式の市場価格に影響を与える可能性がある情報が含まれます。

ICONとの雇用関係やその他の契約による取り決めに関連して入手した重要な非公開情報を、個人的な利益のために使用することは禁止されています。

この守秘義務に加え、サプライヤーはICONの事業、戦略、活動、計画に関する情報を公開してはなりません。このような情報の公開は、ICONの株式を取引する投資家に影響を与える可能性があります。



サプライヤーの遵守事項

適切な個人情報保護：

サプライヤーは、個人情報を偶発的または不正／違法な紛失、破壊、改ざん、開示、使用、アクセスから確実に保護するために、適切な組織体制やプロセス、手順を整備しなければなりません。サプライヤーが、入手すべきではないICONの機密情報を受け取ってしまったと判断した場合、サプライヤーは直ちにICONに書面で通知し、そのような情報を使用してはなりません。同様に、サプライヤーが他社に関する機密情報を保有しており、その共有を禁じる契約や法的義務が存在する場合は、そのような情報をICONと共有してはなりません。

適切なセキュリティ措置：

サプライヤーは、技術的および組織的なセキュリティに対応するための適切な方針や手順を整備し、正当な手順によってその遵守を確認しなければなりません。

外国へのデータ送信に関する規制の遵守：

サプライヤーは適切な保護措置やルール、手順を整備し、外国へのデータ送信を規制するすべての適用法律を、継続して確実に遵守しなければなりません。

インサイダー取引の禁止は、関連する情報が「重要」かつ「非公開」の場合、サプライヤーやサプライヤーのスタッフを含む事実上すべての関係者による取引、取引に関する情報の提供、取引の奨励に適用されます。この禁止事項は、ICONやICONの顧客、サプライヤー、ICONと契約関係にあるまたは取引交渉中の他の企業に関して重要な非公開情報を取得し、その情報に基づいてICONの株を売買するすべての人物に適用されます。

取引におけるコンプライアンス

サプライヤーは該当するすべての輸出入規制、制裁、およびその他の貿易コンプライアンス関連法を遵守し、適切なポリシーを策定しなければなりません。この領域における活動は、ある国から別の国への商品の移動のように目に見える活動や、外国人同士の知識の移転のように目立たない活動があります。

サプライヤーは、関連する規制当局（米国政府やその他の当局）の規制対象国／地域からサービスを提供したり、そのような国／地域に所在・居住するまたは由来する個人、企業、組織、政府機関に関与してはなりません。

ICONにサービスを提供する過程で、サプライヤーおよびその関連会社は、(i) 該当する政府の規制対象者リストに含まれてはならず、(ii) そのようなリストに含まれている個人や団体によって所有または管理されてはならず、(iii) そのようなリストに記載されている個人または団体を雇用してはなりません。

臨床試験

サプライヤーがICONの臨床試験やその他のGxPサービス向けの商品およびサービスの提供に直接関与している場合、関連するすべてのサプライヤーは、医薬品の臨床試験の実施基準、現地や当該地域に適用される規制要件、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則を遵守しなければなりません。

動物福祉

サプライヤーの事業に関連する範囲において、動物は丁寧に扱い、苦痛やストレスを最小限に留めなければなりません。動物実験は、別の動物への置き換えや使用する動物の数を減らすこと、または苦痛を最小限に抑えるための手順の改良などを検討した上で実施しなければなりません。代替案が科学的に有効かつ規制当局によって承認される場合は、必ず代替案を使用しなければなりません。



環境

サプライヤーは環境に配慮して業務を行い、該当する環境関連の法律および規制をすべて遵守することが求められます。また、自分たちが環境へ与える影響、環境に対する責任、環境へのリスクを理解することが求められ、温室効果ガス排出削減へのコミットメントや、気候に優しい事業慣行やテクノロジーの開発に従事することが奨励されています。環境関連の必要な許可や認可、当局への登録、規制要件などの取得や確認をすべて行い、事業や報告に関する規制要件を遵守しなければなりません。

サステナブルな事業慣行

サプライヤーは、サプライヤーに適用されるICONのサステナビリティの方針に沿ったサステナブルな事業慣行を導入し、それを遵守しなければなりません。また、ESG（環境、社会、ガバナンス）の取り組みの進捗状況と成果をICONと共有し、サステナビリティに関する計画や取り組みについてICONと協力することが求められます。

責任ある鉱物調達

サプライヤーは合法的かつサステナブルな調達を促進するために、重要な原材料の供給源について合理的なデュー・デリジェンスを実施しなければなりません。

サプライヤーはICONに供給される製品が、紛争地域および高リスク地域（CAHRA）に由来する鉱物やその派生物に由来する金属を含まず、武装グループに対する直接的または間接的な資金提供や利益供与にならず、人権侵害を引き起こしたり助長したりするものではないことを保証しなければなりません。サプライヤーは紛争地域および高リスク地域に由来する鉱物に対し、責任あるサプライチェーンに関するOECDデュー・デリジェンスガイダンス（OECD DDG）、およびEU紛争鉱物規制など他の該当する規制を遵守することが求められます。

サプライチェーン

サプライヤーはすべての適用される法律およびこのサプライヤー行動規範に定められている原則が、サプライチェーンにおいて認識・遵守されることを求めなければなりません。

2. 職場環境

従業員の保護

サプライヤーは強制労働、債務労働、年季奉公労働、または非自発的な刑務所労働を利用してはならず、いかなる形態の人身売買にも従事してはなりません。また、従業員の雇用にあたり、身分証明書の提出や保証金の提供を求めてはなりません。サプライヤーは奴隷制や人身売買を禁じる法律で適用されるものはすべて遵守しなければなりません。

児童労働および若年労働者

サプライヤーは現地の最低就労年齢、義務教育年齢、または国際労働機関（ILO）の中核的条約に定められた年齢のいずれかの最も高い年齢に満たない児童をいかなる形態の労働にも利用してはなりません。18歳未満の若者は危険な作業を行なってはなりません。



サプライヤーの遵守事項

強制労働に対するマネジメントシステム：

サプライヤーの管理者はすべての労働者（派遣労働者や臨時雇用労働者を含む）が自らの意思によって自社で働くことを選択し、自らが行った仕事に対する報酬が完全に支払われることを確実にするためのポリシーおよび手順を遵守しなければなりません。

刑務所労働：

刑務所労働は自発的なものでなければならず、書面でICONに明確に伝達されなければなりません。刑務所労働を利用する場合は、現地の適用される法律または国際的なガイダンスをすべて遵守しなければなりません。

退職の事前通知期間：

労働者は合理的な通知をすれば自由に仕事を辞めることができ、彼らが行なった仕事に対しては労働時間に応じた報酬が完全に支払われます。

身分証明書／パスポートの保持：

労働者は現地の法律で義務付けられている場合を除き、雇用確保のために身分証明書を提出する必要はありません。法律で提出する必要がある場合、労働者は自らの書類をいつでも閲覧することができます。

保証金（現金）の提供：

労働者は仕事や雇用主が提供する宿泊施設を確保するための「保証金」を支払うことや、仕事を安全に遂行するために必要な道具、研修、防具のために限度を超えた「現金」を支払うことはありません。

児童労働に対するマネジメントシステム：

サプライヤーの管理者は、派遣労働者や臨時雇用労働者などの年齢を監視するための適切な手順が整備されていることを確実にしなければなりません。未成年の児童が働いていることが判明した場合、サプライヤーは適切な是正措置を講じなければなりません。



公正かつ公平な処遇／差別の禁止

ICONは性別、人種、民族、性的指向、配偶者の有無、身体的・精神的障害、年齢、妊娠の有無、兵役経験の有無、国籍、宗教、その他法的に保護されている地位に関係なく、すべての従業員に公平な雇用機会が与えられるべきであると考えています。ICONはサプライヤーに対しても同様に、自社従業員に対する公正かつ公平な処遇および差別の禁止を求めています。いかなる時（採用から退職まで）も、サプライヤーの従業員が身体的、性的、人種的、心理的、言語的、その他の形態の差別、ハラスメント、虐待、強制を受けることを容認してはなりません。



サプライヤーの遵守事項

お互いを尊重し合う：

従業員の貢献は高く評価され、従業員は自らの地位や立場、関係に関わらず、お互いに尊厳と尊敬の念をもって対しなければなりません。他の従業員や自社の取引相手とやり取りをする場合は、常識的な礼儀や配慮の基準を守らなければなりません。

DI&B（多様性、包摂性、帰属意識）へのコミットメント：

サプライヤーは組織内のDI&B（多様性、包摂性、帰属意識）をサポートし、全従業員にインクルーシブかつ協力的な業務環境を提供しなければなりません。サプライヤーは性別、人種、民族性、性的指向、身体的または精神的障害、年齢、妊娠の有無、宗教、兵役経験の有無、国籍、その他法的に保護されている地位やその他の理由により、雇用または採用において従業員や採用候補者を差別してはなりません。

安全かつ安心な職場環境へのコミットメント：

サプライヤーは職場における個人行動のガバナンスに関して、一般的に受け入れられている基準を従業員が遵守できるような、安全かつ安心な職場環境を提供しなければなりません。従業員や来客が職場で身体的な不安を感じることがないようにしなければなりません。いかなる従業員も敵意を持って他人と身体的に接触することや、脅迫・暴力行為に関与してはなりません。従業員はアルコールや規制薬物の影響がある状態で業務を行ってはなりません。

公正かつ公平な処遇および差別の禁止に対するマネジメントシステム：

サプライヤーの管理者は適切なポリシーや手順が整備されていることを確実にし、効果的な懲戒処分の手順を管理しなければなりません。懲戒処分の一環として労働者に下される処分、苦情処理手続、労働者に課される制裁などは、合法的かつ公正なものであることを労働者に理解させなければなりません。ハラスメントや差別を報告するためのこのような方法は、すべての労働者に周知する必要があり、誠意を持って報告を行なった従業員に対する報復は禁止されなければなりません。

上司やマネージャーを含むすべての労働者は、職権を濫用していると見なされた場合、相応の懲戒処分を受けなければなりません。

セキュリティ担当者の役割：

労働者は不当な身体捜査の対象となってはならず、身体的なセキュリティ検査は現地の法的基準に従って、許可されている者、および検査対象の個人が自認する性別と同じまたはそれを尊重するセキュリティ担当者によって、検査対象の個人が不快を感じないように行われなければなりません。

賃金、手当、労働時間

サプライヤーは適用される労働契約法に従って労働者に賃金を支払い、該当する場合は最低賃金や残業手当、労働者の個々の役割や雇用条件に関連する手当を支払わなければなりません。サプライヤーは給与支払いの基準について、労働者と随時コミュニケーションを取らなければなりません。また、時間外労働が必要かどうか、またそのような時間外労働に対して支払われる賃金についても、労働者とコミュニケーションを取ることが求められます。

結社の自由

職場や報酬に関する問題を解決するために、労働者とのオープンなコミュニケーションや直接的なやり取りが奨励されています。サプライヤーは労働組合への自由参加、抗議行動、労働者会議への参加に関して、現地の法律で定められた労働者の権利を尊重する必要があります。報復や脅迫、差別やハラスメントの脅威にさらされることなく、労働者が労働条件について管理者と率直に話し合うことができるようにしなければなりません。



サプライヤーの遵守事項

団体交渉：

労働者は団体交渉を行うことができ、希望する場合に問題を提起する方法を知ることができます。労働協約が結ばれている場合、労働協約は労働者に適切に伝達されます。現地の法律が労働組合を制限している場合、労働者が選択すれば労働者委員会を結成することができます。

労働組合／労働者の代表の権利：

労働者の代表には、該当する場合は現地の法律に従い、役割の遂行のために相応の時間を使用することや関連施設を利用することが認められています。

労働安全衛生

サプライヤーは事業活動関連で労働安全衛生に関して適用される法律や規制をすべて遵守し、適切な設計、工学的管理、メンテナンス、安全な作業手順および既存の労働安全衛生のガイダンスを通じて、化学的、生物学的、物理的、人間工学的ストレス要因を含むあらゆる労働安全衛生上の危険に対する労働者の曝露を特定、評価、管理します。

サプライヤーは、該当する場合、必要な緊急時の準備や対応計画をすべて確実に整備しなければなりません。



サプライヤーの遵守事項

賃金および労働時間に対するマネジメントシステム：

常駐派遣スタッフの労働時間や支払われる賃金の監視システムを導入し、該当する場合は常駐の全労働者の労働時間や給与に関する完全な記録を常に保持しなければなりません。

賃金：

労働者は無償労働をする必要はありません。労働者の月給または出来高給は現地の法定最低賃金以上とし、現地の法律に従って定期的に全額支払われます。

残業手当：

時間外労働に該当する場合は現地の法律すべてに従って残業手当が支払われ、従うべき法律がない場合は、最低でも通常の給与と同じレートで支払われます。

手当および賞与：

法的に義務付けられている手当はすべて期限内に全額労働者に支払われます。

労働時間：

労働時間は現地の法律または業界基準に則したものとします。

残業時間：

時間外労働は任意であり、1週間の中で労働者が恒常的に超過勤務をすることはありません。

休暇および休憩：

労働者には現地の法律に従って休暇および休憩が与えられます。

給与に関する通知および支払い：

給与の支払い条件は雇用開始前に従業員に通知され、書面で確認されます。労働者には給与明細書が渡されます。

給与の控除：

懲戒処分や欠勤に伴う給与の控除は、現地の法律に従ってのみ行われます。

サプライヤーはすべての従業員に適切な研修を提供し、職場における労働安全衛生のコンプライアンスを通じて、特定されたすべての危険から従業員を保護しなければなりません。

3. 資産・情報の保護およびマネジメントシステム

マネジメントシステム

サプライヤーはマネジメントシステムを用いて継続的な改善を促進し、該当する法律や規制およびこの行動規範の内容を遵守することが求められます。

以下にマネジメントシステムの構成要素を示します。

- 適切なリソースの割り当てにより、本行動規範の内容に対するコミットメントを示すこと。
- 本行動規範が扱うすべての領域において、リスクを判断・管理するための仕組みを導入すること。
- 本行動規範の内容や該当する規制の遵守を証明するために、必要な文書を保持すること。
- 本行動規範の内容に対応するため、管理者および労働者が適切なレベルの知識、スキル、能力を得られる研修プログラムを確立すること。
- 次の行動を通じて継続的な改善を行うこと：パフォーマンス目標の設定、事業継続計画の実行、社内外の評価や査察、管理者のレビューによって特定された欠陥に対する必要な是正措置の実施。



助言を求める／懸念を提起する

潜在的な不正行為の報告

サプライヤーは倫理的な問題やコンプライアンスの問題、または関連する国内／国際的な法律、規制、行動規範、基準に対する違反の疑いを匿名で報告するためのプロセスを整備しなければなりません。報告方法はすべての従業員に周知され、そのような報告を行った人物に対する報復は禁止しなければなりません。

サプライヤーの従業員は社内における倫理やコンプライアンスの懸念を解決するにあたり、まずは自社への報告を行わなければなりません。

サプライヤーは、ICONの従業員、またはICONの代理で行動する者が、違法行為やその他の不適切または非倫理的な行為に関与していると考えられる場合、その問題を速やかにICONの管理者またはICONの調達担当者に報告しなければなりません。これが適切ではないまたは不可能と判断した場合は、ICONの匿名報告ホットライン「Ethics Line」を介して、オンラインまたは電話で連絡することができます。

「Ethics Line」は通常のサプライヤー／顧客向けの問い合わせ窓口ではなく、不適切な行為や非倫理的な行為、または該当する法的要件の違反の疑いに関する質問や懸念の報告用に用意されているものです。ICONは良心から問題を報告した人物に対する報復を容認しません。報告された違反はすべて重要なものとして受理され、ICON所定の手順に従って適切に調査されます。

[ICON.ethicspoint.com](https://icon.ethicspoint.com)

懸念の報告者の所在地や内容によっては、該当するICONのEU現地法人に直接報告することもできます。
報告先：iconeu.ethicspoint.com

改訂履歴

発効日	版数	変更の概要
2024年10月18日	第6.0版	セクションの追加：「責任ある鉱物調達」「サステナブルな事業慣行」「サプライチェーン」「コンプライアンスおよび継続的改善」、その他フォーマット変更などの軽微なアップデート
2026年1月21日	第7.0版	CEOの交代に伴い、「CEOからのメッセージ」を若干更新しました



ICON plc 本社所在地

South County Business Park
Leopardstown, Dublin 18
Ireland

電話番号：（アイルランド）+353-1-291-2000

電話番号：（米国）+1-215-616-3000

FAX：+353-1-247-6260

[ICONplc.com/contact](https://www.iconplc.com/contact)